

遺言書に基づき受遺者が請求される 場合(遺言執行者が指定されていない時)

【被相続人様(亡くなられた方)の関係書類等】

1. 死亡の事実が記載されている 戸籍謄本・除籍謄本

※「遺言書情報証明書」または家庭裁判所の検認を受けた「自筆遺言証書」の場合は不要です

- 市区町村の役所・役場で発行されます。
- 原本をご提出ください。
コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

2.

公正証書遺言

- 原本をご提出ください。
コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

公正証書遺言以外の遺言 (自筆証書遺言など)

- 法務局に保管されている「自筆証書遺言」は、「遺言書情報証明書」をご提出ください。
- 上記以外の「自筆証書遺言」は、家庭裁判所の検認を受けたあと、「遺言書検認調書」をご提出ください。
- 原本をご提出ください。
コピーをさせていただいたあとに原本をご返却いたします。

【受遺者様の関係書類等】

1. 印鑑証明書

(受遺者様全員、
発行後6ヶ月以内のもの)

- 市区町村の役所・役場で発行します。
- 受遺者様が未成年の場合は法定代理人(親権者等)の印鑑証明書をご提出ください。
- すべて原本をご提出ください。
原本還付をご希望の場合はお申し出ください。

2. 相続預金払戻依頼書

- 受遺者様全員がそれぞれご署名のうえ、ご実印を押印ください。

3. 受遺者様の実印

4. 名義変更される場合は新届出印

5. 通帳・証書

- お手元の通帳・証書をご提出ください。
なお、キャッシュカードは不要です。お持ちの場合は裁断のうえ廃棄してください。